

公立大学法人山口県立大学と防府市との連携協力に関する包括協定書

公立大学法人山口県立大学（以下「甲」という。）と防府市（以下「乙」という。）は、相互に連携、協力関係を構築し、地域の総合的な活性化に資するため、次のとおり連携協力に関する包括協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲、乙それぞれが持つ「知的」「人的」「物的」財産を包括的な連携の下、双方が有効に活用し、もって、人もまちも元気あふれる地域社会の創造と相互の発展に寄与することを目的とする。

（連携協力事項）

第2条 甲乙両者は、次の事項について協力する。

- （1） 地域の人材育成のための連携
- （2） 地域づくりのための連携
- （3） 健康福祉社会づくりのための連携
- （4） 地域産業振興のための連携
- （5） 教育文化振興のための連携
- （6） その他甲、乙が協議して必要と認める連携

（協定期間）

第3条 本協定の有効期間は、協定締結の日から5年間とする。ただし、本協定の有効期間満了日の1箇月前までに、甲、乙のいずれからも何らかの異議申し立てがない場合は、本協定と同一の内容で、協定期間がさらに1年間延長するものとし、その後も同様とする。

（その他）

第4条 本協定に定めるもののほか、連携協力細目等の具体的な事項については、甲、乙協議して別に定めるものとする。なお、本協定の条項の解釈について、疑義が生じたとき、または本協定に定めのない事項については、両者協議のうえ、定めるものとする。

以上のとおり協定を締結した証として、この証書2通を作成し、双方記名捺印のうえ、各自1通を所持する。

平成24年3月22日

甲 公立大学法人 山口県立大学

乙 防府市

理 事 長

北里健輔

市 長

松浦正人

